(社)全国高等専門学校体育協会定款施行規則

制 定 昭和44年4月 1日 総会 最近改正 平成20年3月19日 総会

第1章 総則

(総則)

第1条 社団法人全国高等専門学校体育協会定款の実施については、別に定める場合を除 き、この定款施行規則の定めるところによる。

第2章 会員

(会員)

- 第2条 正会員となるものは高等専門学校とする。
- 2 賛助会員となるものは高等専門学校の卒業生とする。
- 3 特別会員となるものは高等専門学校在校生の保護者とする。

(入会申込み方法)

第3条 正会員、賛助会員および特別会員になろうとする者は、入会申込書に現金 を添えて申し込まなければならない。

第3章 役員

(理事の選任)

- 第4条 理事は、次の各号に掲げるところにより選任するものとする。
 - 一 会長となる理事1名は、国立高等専門学校機構の学生支援・課外活動委員会課外活動専任部会長とする。
 - 二 副会長となる理事3名は、全国公立高等専門学校協会会長、日本私立高等専門学校 協会会長および全国高等専門学校体育大会実行委員長とする。
 - 三 常務理事のうち1名は、高等専門学校長のなかから選出する。
 - 四 別表に掲げる地区を代表する理事8名は、国立高等専門学校機構各地区校長会議に おいて選出された者とする。
 - 五 前各号に掲げる理事以外の理事のうち2名は、国立高等専門学校長の中から選出する。

(評議員の委嘱)

第5条 評議員は、理事以外の高等専門学校長とする。

(監事の選任)

第6条 監事は、国立高等専門学校長の中から選出する。

第4章 会議

(会議の合同開催)

第7条 審議事項が定型的、経常的事項のみで、かつ、理事会が認めた場合は、理事会、 評議員会および総会のうち二以上の会議を合同で開催することができるものとする。

第5章 会計

(分担金の徴収および寄付金品の受領)

- 第8条 定款第4条第3号に掲げる事業の実施に必要な経費として、各高等専門学校より、 分担金および参加料を徴収することができる。
- 2 分担金および参加料の額は、総会の決議によりこれを定める。
- 3 寄付金品は、総会の承認を得なければ、これを受領することができない。

第6章 補則

(施行規則の改正)

第9条 この定款施行規則の改正は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの 3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

- この規則は、昭和44年4月1日から施行する。
- この規則は、昭和45年4月1日から施行する。
- この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- この規則は、昭和60年3月27日から施行する。
- この規則は、昭和60年11月27日から施行する。
- この規則は、昭和62年3月27日から施行する。
- この規則は、平成元年3月24日から施行する。
- この規則は、平成3年5月30日から施行する。
- この規則は、平成16年6月10日から施行する。
- この規則は、平成19年3月23日から施行する。
- この規則は、平成20年3月19日から施行する。

別 表

地区名	所 在 校	校長理事校
北 海 道	函館、苫小牧、釧路、旭川	1
東 北	八戸、一関、宮城、仙台電波、秋田、鶴岡、福島	1
関東信越	茨城、小山、群馬、木更津、東京、長岡、長野、都立産業技術 (品川)、都立産業技術(荒川)、サレジオ	1
東海北陸	富山、富山商船、石川、福井、岐阜、沼津、豊田、鈴鹿鳥羽商船、金沢	1
近 畿	舞鶴、明石、奈良、和歌山、大阪府立、神戸市立、近畿大学	1
中 国	米子、松江、津山、広島商船、呉、徳山、宇部、大島商船	1
四 国	阿南、高松、詫間電波、新居浜、高知、弓削商船	1
九州沖縄	久留米、有明、北九州、佐世保、八代、熊本電波、大分、都城 鹿児島、沖縄	1